2006年3月5日

市民・市・社協三者共同出資による、市民主役の

我孫子市民活動プラットフォーム構想

ビジョン
５年後には事業型ＮＰＯもしくは有限責任事業組合、ワーカーズコレクティブなどを目指す。

行政による経営委託
- 業務監査および会計監査の責任は行政
- 施設および機器の財産管理は市

（エージェント）
我孫子市民活動サポート委員会（仮称）

ミッション
- ステーションを活用した我孫子の住民活動・市民活動の支援
- ステーションを住民が活用しやすくするための施設マネジメント
- 我孫子の住民活動が発展していくためのシンクタンク機能

評価委員会
（構成イメージ）
住民３、社協１、行政１、アドバイザー１

市（行政） ―活動支援・業務委託→

社会福祉協議会 ―活動協力関係→

活動は完全公開

市 社会福祉協議会 ―一時的出資→ **市民活動基金 １０００万円**

設立時は市、社協の出資が半分、徐々に市民出資に重点を移す

委員会の組織は、実働体制および部会も含めて、委員会に一任。

これを契機に、狭義の福祉を超えて、環境･文化などまちづくり全体に活動を拡大し、財政基盤も徴収型会費や受託業務ではなく自立を志向。

我孫子市民活動ステーション

限られた空間をどう活用するかの議論が大切

税金を追加投資する以上、重要なことは、
①住民にとっての新しい価値の明示
②少なくとも今までよりも不便にならないこと

委員会のもうひとつのミッション
運営は会費および利用料などでまかない､さらに独自事業などで収益を確保し、市民基金は減価させない。

利用ルール
- 住民･市民はだれでも利用できる（有料）
- 会員登録制度は必要

現在の案に関するちょっと気になること
- 市、社協の負担金は結局は住民が負担しているのに対し、利用者協議会の負担金は住民個人が負担。（組織の性格が違う）
- 市、社協のスタッフは有給、利用者協議会スタッフは無給
- 市民活動「サポート」という目線（姿勢）
- 「福祉活動を中心とした相談は社会福祉協議会」という「限定性」（社会教育や環境活動など、住民活動はもっと広い）
- 実際の業務遂行体制がみえにくいこと。
- ハードとソフトの管理体制が分かれていること。
  実際に使用する場合、時間面で不都合がおきやすい

オーナー／ユーザー
住　民

利用者ネットワーク
利用者のネットワークの育成は、サポート委員会の重要な課題

「利用者」の概念整理
- 施設設備利用
- プログラム参加
- 事業展開

©CWS2006